『「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における医療機関の申し出要領』に基づく医療機関からの申し出に係る意見聴取について

* 下記『「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」に基づく申し出医療機関一覧』のとおり申し出のあったことについて、御意見を伺います。
* 申出医療機関については、管轄の保健所において、申出に係る診療機能分類の処置が適切に対応できる医療機関であることを確認済みです。
* 管轄保健所における主な確認項目は次のとおりです。

1. 当該診療科に従事する医師の数（うち専門医師の数）
2. 当該診療科における診療体制の状況（２４時間対応、医師当直体制、オンコール体制など）
3. 当該診療科に係る院内設備の設置状況
4. 届出済みの基本診療料に係る施設基準
5. 過去（概ね３年程度）における当該診療科に係る手術実績
6. その他特記事項

「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」に基づく申し出医療機関一覧

